

平成29年度第3回埼玉県スポーツ推進審議会【議事録】

日時：平成29年11月20日（月） 13：00～15：00

場所：埼玉教育会館3階 303会議室

【議 事】

- (1) 埼玉県スポーツ推進計画（答申案）について
- (2) その他

【出・欠席委員】

- (1) 出席委員（13名）

秋本委員、荒木委員、大保木委員、加賀谷委員、加藤委員、白石委員、
田部井委員、中西委員、狭間委員、細川委員、松島委員、望月委員、山関委員

- (2) 欠席委員（3名）

天野委員、太田委員、徳永委員

1 開 会

2 挨拶 県民生活部スポーツ局長 山野 均

3 署名委員の決定等

本審議会規則第6条第2項の規定により本審議会が成立することを確認。
議事録の署名委員を加賀谷委員と松島委員に決定。

4 議事

審議事項 (埼玉県スポーツ推進計画(答申案)について)

前回の審議会においての委員からの意見への対応について、事務局から資料1により説明した。

○ 細川会長

事務局の方で、前回の審議会での委員の皆様の御意見を上手くまとめて下さり、丁寧に検討していただきありがとうございました。それでは、委員からの意見への対応について、御質問等がございましたらお願いいたします。

○ 狭間委員

上手くまとめていただき、ありがとうございました。

○ 細川会長

では、前回の審議会後に、資料2のとおり白石委員から答申案への御意見がありましたので、白石委員から簡単に御説明をお願いします。

白石委員から資料2により説明した。

○ 細川会長

ありがとうございました。それでは、御説明いただきました内容について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○ 細川会長

それでは、私から質問させていただきますが、「障がい者スポーツの推進」の施策の方向性に「指導者養成」とありますが、これでは狭くなってしまうので、「支える人」という文言に変えてもらいたいということですが、主な取組では、「指導員と支える人」というように併記されているので、この部分を「支える人」だけにしてしまうと、指導者養成ということが弱くなってしまう気がします。

○ 白石委員

障がい者スポーツ指導員の養成というものを、年に一度実施しております。その部分については継続して取り組んでいただきたいのですが、障がい者スポーツ指導員の資格を持ってなければ、障害者スポーツにはかかわれないという誤解を与えるような表記は避けてもらいたいと思っています。

○ 細川委員

おっしゃることはよく分かりますが、他の部分では「指導者」と「支える人」が併記されているので、ここの部分だけ「指導者」を外さなくも良いのではないかと思います。

○ 松島委員

今、会長がおっしゃったとおり、「障がい者スポーツ指導員」と「支える人」の両方の養成という意味があると思います。他の部分では併記されているのに、この部分だけ「支える人」のみにしてしまっているのですか。

○ 細川会長

他にも、同じような表現があれば、全体を見直す必要があると思いますが、文言を減らすのではなく、増やした方が良いという意見ですが、いかがでしょうか。

○ 白石委員

ありがとうございます。そういった考えで結構です。

○ 秋本委員

P46「障害者のライフステージに応じたスポーツ機会の提供の促進」の内容で、「就学前の教室」というように変更してしまうと、取組が限定されてしまい対象の範囲が狭くなってしまいますので、現在のままの方が良いと思います。

○ 細川会長

秋本委員の考えとしては、「就学前の教室などを」ではなく、「就学前から」というような表現の方が良いということによろしいですか。

○ 秋本委員

そうです。幅を広くもたせるような表現が良いと思います。

○ 細川会長

では、そのような意図だということで、ここの表現は、事務局と検討させていただくことによろしいですか。

○ 白石委員

はい。よろしくお願いします。

○ 細川会長

P 3 1 「障害者アスリートの状況」における（全国障害者スポーツ大会についての）追記はよくわかりました。このように記載していただけると良いと思います。しかし、初めて読む人は、埼玉県では、結果として3分の1が初出場となったと受けとってしまう人もいるので、これが出場についての決まりであるということが分かる文章の方が良いと思います。また、その前の文章では、障がいのある人々「の」、社会参加の推進ということによろしいですか。

○ 白石委員

その通りです。

○ 田部井委員

勉強不足で申し訳ないのですが、障害者の「害」の漢字をひらがなに変えるというのは、どの程度浸透しているのでしょうか。「健常者と障害者」という言葉も、日常的に使っているので、健常者という言葉も「障害のない」と表現することを、県として出す冊子で使っていくとすれば、意図を明確にしなくてはならないと思います。県として使うのであれば、その言葉をしっかりと広めていく必要があると思います。この冊子を、県民が読みたくなるようなものに、内容や環境も含めて変えていかなくてははいけません。言葉の意図と浸透を広げることを考えていくと、もっと効果が上がると思います。

○ 秋本委員

私も同じ意見を持っておりまして、埼玉県教育委員会では「子供」という漢字を使っていますが、羽生市では条例で「子ども」とひらがなにすることになっています。このように、地域によって表現は違いますが、県で発表するものについては、認識がしっかりされている言葉を使わなくてはいけないと思います。

○ 狭間委員

先日、娘の放送コンクールに参加した時に、NHKさいたま放送局の方が同じようなことを話されていて、文字の使い方によっては気分を悪くする方がいらっしゃるので配慮をしているとのことでした。新聞の場合は何か決まりはあるのでしょうか。

○ 山関委員

弊社では共同通信社が出している記者ハンドブックをもとに執筆をしております。「障害者」の「が」の字はもともと漢字を使っていましたが、団体の方からひらがなを使って欲しいという要望があり、会社として明確な基準を作成しているということではないのですが、なるべくひらがなで表記する方向に変わってきています。今回の計画における表記につきましては、漢字とひらがなが混在していると疑問に思う方もいらっしゃると思うので、例えば、固有名詞についてはそのまま漢字で表記し、

その他の文中に関してはひらがなで表記するというような、明確な基準を設けた方が良いと思います。

○ 細川会長

ありがとうございました。この件につきましては、事務局とも相談をしてきたのですが、今回の答申については、審議会の委員の意図する文字で表記することにして、最終的に、県が計画を策定する時には、県の判断で修正が必要であればお願いするという形にしたいと思います。これまで御意見があったように、大会名など固有名詞に漢字が使われている場合は変更することが出来ないで、文中に漢字とひらがなが混在していて、間違いと受けとられるのが一番避けたいことなので、必要があれば補足説明などを付けていけば良いと思いますが、事務局で説明があればお願いします。

○ 事務局（スポーツ振興課）

細川会長のおっしゃるとおりでございます。答申とは、埼玉県が審議会から意見としていただくものですので、表記についても各委員の皆様の御意見を尊重しながら、その後、答申を踏まえて県が作成する計画については、中身は答申の内容をそのまま活用しながら、表記や句読点等は埼玉県の文書規程に基づいて文章を作成し、議会に提案する形になっていきますので、委員の皆様にはその点を御理解していただきたいと思います。

○ 田部井委員

例えば、「豆腐」という漢字を「豆富」に変えて広告を出す場合があると思うのですが、漢字とは文化である部分もあるので、「障害者」のがいの文字を漢字で表記することが、本当に障害者の方たちにとって我慢できないことなのかを判断していただいて、一部の行政や団体の意見で、簡単に漢字をひらがなにしていって公共の場で広めて良いのか考えていただきたいと思います。

○ 細川会長

文字の使い方に関しては、専門的知見が必要だと思いますので、慎重に事務局と検討させていただきたいと思います。また、白石委員には、専門的な立場でもう一度御意見を頂戴することもあるかと思いますが、他の委員の方で、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 望月委員

答申案の中にも記載がありますが、欄外に補足説明等を入れれば、疑問が生じることもなくなるのではないかと思います。

○ 細川会長

答申については、もし「害」の字をひらがなで表記していく場合には、補足説明を入れていきたいと考えております。それでは、事務局の方から、資料2への対応について説明をお願いします。

○ 事務局（スポーツ振興課）

白石委員からの御意見につきまして、事務局の考え方を簡単に整理しておりますので、資料を御覧

ください。基本的に白石委員からの御意見に対しては可能な限り配慮していくつもりです。1番目の御意見に対しては、表現については今後も調整させていただきますが、白石委員からの御意見を、注釈として追記していきたいと思っております。2番目の御意見につきましても、資料のとおり訂正いたしますが、表現については調整させていただきたいと思っております。3番目は「障害のある人もない人も」という表現を使いながら、調整させていただきます。4番目の「支える人の養成」については、「障害者スポーツをささえる人の養成」への県の取組に対して、白石委員と県との認識をすり合わせる必要があると思っておりますので、今後白石委員と調整をさせていただきたいと思っております。5番目の「健常者」と「障害のない人」の記載については、この審議会の御意見をそのまま活用して調整させていただきたいと思っております。6番目の「障害者」という表記ですが、県の規定では漢字となっておりますが、答申につきましては、先ほどの御議論のとおりにしていきたいと思っております。7番目の就学前の教室につきましては、先ほど御意見もございましたのでそれを踏まえて全体の文面を調整させていただきます。8番目の「障がい者スポーツ指導員」に関しましても、「支える人」という考え方につきまして引き続き調整をさせていただきます。9番目、10番目も同様に、私どもの修正案と、白石委員の御意見を調整していきたいと思っております。11番、12番目の「ジュニア世代」を表記することにつきましては、障害者のジュニア世代のアスリートの発掘・育成というものを、白石委員がどのようにお考えで、また、私どもが実行可能な内容であるのかということにつきまして、これから詳細を詰める必要があると思っておりますので、今後調整をさせていただきます。13番目の「埼玉県障害者スポーツ協会の組織力強化」につきましては、資料では、連携という文言になっております。こちら、「組織力強化」というものが、県として何をすれば良いのかということについて、白石委員と具体的な擦り合わせをさせていただいた後、どちらの表現を使うのかということを調整させていただきます。14番目ですが、白石委員の御意見のとおり、埼玉県障害者スポーツ協会を加盟団体として埼玉県体育協会と並べた表記とさせていただきます。概略でございますが、以上です。

○ 細川会長

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

では、私からよろしいでしょうか。まず、「(一社)埼玉県障害者スポーツ協会の組織力強化」ではなく、「連携」という形での御提案ですが、私としてもその方が良いと思っております。このような公的な書類の中で、一般社団法人の内部に対して具体的に何かをするということは避けた方が良いと思っております。他にも関連団体がある場合に、このように特定の法人名を挙げてしまってよいのか疑問に思います。

○ 事務局（スポーツ振興課）

こちらに関しては、今年度第1回の審議会にて議論になった部分です。(第5章 計画の推進体制について)当初は、「スポーツ関係団体」や「各種団体等」というような表記をしていたのですが、審議会委員の方々が様々な団体の代表として御就任されていることから、可能な範囲で団体の名称を記載していくのはどうかということでした。

その意見を受けて、このような表現にしておりますが、これは前委員の方々の御意見でしたので、現在の委員の皆様の御意見が、最終的な答申に反映されるものだと考えておりますので、率直に御意見

をいただければと思います。

○ 秋本委員

このような答申の中に、特定の団体名が入ることは、抵抗を感じるどころです。

○ 荒木委員

「ジュニア世代」という言葉を表記することについては、障害者スポーツ協会の代表の方から認識が薄い部分ということで御意見をいただいた部分ですので、現場の方の御意見として可能な限り記載していく方向が良いのではないかと考えています。

○ 事務局（障害者福祉推進課）

現在のパラリンピックを目指した選手の育成について、ジュニア期を省いているということではありません。パラアスリートの育成については、ドリームアスリートのように、ジュニア期に限定して取り組んでいるわけではなく、対象を幅広くしておりますので、ジュニア期だけを特別に表記することはしないということで御理解いただければと思います。

○ 事務局（スポーツ振興課）

障害のないアスリートと障害を持つアスリートにつきましては、支援についても違いがあります。例えば、(JOCの)アスリートナビゲーションという就職支援の事業では、障害のないアスリートの競技生活を支援するという目的で行っているもので、選手も企業の多くは現役を引退すれば退職することを前提しております。そこが、障害者アスリートの就職支援とは意味合いが違う部分です。また、アスリートのジュニア期の支援につきましては、厳しい選考をして、将来のオリンピック選手を輩出しようという事業です。障害者スポーツには、障害者の社会参画の意味合いが含まれているなど幅広い目的があり、同じ表現をすることで誤解を生んでしまう可能性があり、県として慎重になっております。

○ 白石委員

全国障害者スポーツ大会については、障害者の社会参画という目的があるのですが、パラリンピックについては競技スポーツとして競技力向上を目的としていることは、認識していただきたいところです。全てのパラアスリートが社会参画のためにパラリンピックを目指しているわけではないということです。また、アスリートナビゲーションに関しても、理解しておりますが、現状では埼玉県出身のパラアスリートが、東京にいて就職支援を受けている現状があり、埼玉県を背負ってパラリンピックに出場する選手が少ないということは御理解いただきたいと思います。

○ 細川会長

お話の意味はよく分かりました。決して、障害のあるなしで分けるということではないと思いますが、計画に記載するには実現可能であるのかということで、検討させていただくことが必要であるということだと思います。

○ 狭間委員

教えていただきたいのですが、私としては、施策4の「トップアスリートの輩出」の部分に、パラリンピックの選手も含まれているという認識だったのですが、いかがでしょうか。

○ 事務局（スポーツ振興課）

県としては、施策4にあります「(1) トップアスリートの発掘、育成、支援」と「(2) 障害者の競技スポーツの推進」は分けて考えております。

○ 細川会長

この件につきましては、引き続き検討させていただくことでよろしいでしょうか。では、話題を戻しますが、団体名についていかがでしょうか。第1回の審議会では、団体名を入れるということだったようですが、もし記載するとすればどの団体にするのかということは、もっと慎重に検討しなくてはいけないと思います。

○ 松島委員

私としても、ざっくりとした表現の方が良いと思います。

○ 細川会長

この件につきましては、事務局に一任ではなく、団体名を加えるかどうかという方向だけでもこの場で決めた方が良くと思います。

○ 大保木委員

障害者スポーツ協会というものと、障害者スポーツ団体というものは違うのでしょうか。

○ 白石委員

障害者スポーツ団体とは、障がい者卓球協会（※）や障害者陸上競技協会（※）などを指しており、障害者スポーツ協会の傘下に入っております。（注※ 固有名詞に合わせています）

○ 大保木委員

それであれば、「障害者スポーツ協会」と表記すれば、全て含まれていることになるわけですね。それであれば、埼玉県体育協会にも埼玉県テニス協会等が傘下には入っているの、同様の扱いで良いと思います。

○ 荒木委員

具体的に、記載しても良いと思います。加えて、文末に「等々」と加えれば、他の団体も含まれる表現になるのではないのでしょうか。

○ 細川委員

具体的に記載するのであれば、実際に名前が載ると「等々」に含まれるのでは、大きな違いがあるので、もう一度どこを載せるのかということは考えなくてはならないと思います。

○ 中西委員

第1回の審議会にて、具体的な団体名を記載することになった団体は、どのような基準で決めたのでしょうか。

○ 事務局（スポーツ振興課）

実際に、基準等はございませんでした。審議会に御出席されている委員の方の選出団体などのスポーツ振興に関わりの深い団体を記載するということになりました。

○ 久保参与

具体的には、P62に記載がありますが、埼玉県体育協会、埼玉県障害者スポーツ協会、埼玉県レクリエーション協会につきましては、それぞれのスポーツ団体の統轄団体にあたるということであるということで、具体的に記載したほうが良いのではないかと考えておりました。

○ 望月委員

統括団体ということですが、この3つの団体で、全てを網羅できているのでしょうか。

○ 久保参与

埼玉県のスポーツの統括団体としては、この3つが主なものであるという認識がございます。もちろんこれ以外にも団体はあるとは思いますが。

○ 望月委員

そういった主な団体から、選出されて委員となっているわけですから、その団体を記載することに問題はないと思います。

○ 細川会長

現在の流れとしては、記載する方向になっておりますが、いかがでしょうか。

○ 狭間委員

統括団体ということですが、その他の団体の認識が、この3つの団体に固まっていればよいと思うのですが、それぞれの定義が違っていると問題になると思います。

○ 大保木副会長

体育協会というものは、一般的に様々な競技団体の統括をしているという認識だと思うのですが、スポーツの世界においては、障害者スポーツ協会も体育協会と同様な認識になると思いますので、こ

のままの形でよろしいのではないのでしょうか。

○ 細川会長

これだけの審議をした後に、この団体名を記載するという結論になったということによろしいでしょうか。

(一同了承)

○ 細川会長

ありがとうございました。では、白石委員からの御意見に対する対応につきましては、これで終わりにしてよろしいのでしょうか。

○ 白石委員

今回の対応の中で、「障害者スポーツ協会との連携」という形で修正をしていただくということですが、施策4の「○競技団体組織の強化」の中には、県体育協会の組織力強化を支援という表現があります。障害者スポーツ協会とは違いがあるのでしょうか。ここに出した意見というのは、前任の障害者スポーツ協会会長や副会長の意見でもあるので、御説明をいただきたいと思います。

○ 事務局（スポーツ振興課）

県のスポーツ推進計画を策定する上では、国の計画を参酌して作成することに法律で決められています。体育協会の組織力強化につきましては、国の計画の中に、体育協会の組織力強化がございまして、埼玉県としてそれを参酌した形でございます。しかし、参酌であり義務ではありませんので、各委員の御意見をいただきたいと思います。

○ 細川会長

連携の方が良いということにつきましては、具体的な団体名を記載するかどうかということに連動していることですので、記載するのであれば「連携」という表現でなくても良いと思います。しかし、実現が可能かどうかということも考えなくてはならないので、言葉については調整をさせていただくという事務局の考えだと思います。

○ 事務局（スポーツ振興課）

強化支援の内容について白石委員と十分に意見交換ができておりませんので、調整をさせていただきたいと思います。

○ 細川会長

それでは、まだいくつか調整が必要な部分がございますが、事務局と私で調整させていただくということで、県民コメントの意見に対する対応や修正案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局から資料3、資料4により説明をした。

○ 細川会長

これだけ有効な御意見を多くいただいたことは、大変ありがたいことだと思います。また、その対応につきましても、事務局で丁寧に御検討いただきまして、ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、特に施設としての公園の利用方法等について御意見をいただきたいという事務局からのお願いですが、いかがでしょうか。

○ 荒木委員

公園の利用については、基本的に市の管轄だと思うのですが、県として施設の安全性の確保や利用のしやすさの向上に努めるということですが、具体的にはどのように行うのですか。

○ 事務局（スポーツ振興課）

公園につきましても、殆どが市町村の管轄なので、県から市町村へ公園内でのボールの使用許可について意見をすることが難しいのは事実です。しかし、そのような要望があったことは事実なので、審議会委員の皆様の御意見をいただき、今後の市町村との会議や公園管理者との意見交換の際における県としての考え方の参考にしていきたいと思っています。そのため、今現在、県として具体的に何か施策を考えているということではございません。

○ 荒木委員

県議会にも公園の要望等があり、市町村の管轄ということで、難しい部分があるのですが、このように計画に記載することでカバーできることがあればという姿勢は大切だと思いますので、配慮をお願いいたします。

○ 事務局（スポーツ振興課）

参考ですが、都市公園法の改正（平成29年6月施行）があり、協議会を設置し、公園の利用方法について、地域住民の意見を取り入れられるようになりました。

○ 細川会長

これから徐々に公園利用の方法などが変わっていく中で、県としても意見を出していければということでもよろしいでしょうか

それでは、答申案全体の修正点について事務局から御説明をお願いいたします。

事務局から資料4により修正点について説明をした。

○ 細川会長

ただ今の説明を受けまして、答申案全体について改めて御質問や御確認等がございましたらお願いいたします。

施策2の「学校体育の充実」ということで、今回は体力向上が重視されるということでも良いかと思いますが、記載内容が「体力と運動技能を高める」や「体力の向上」、「知識や技能を身に付けることができるよう」となっており、多少傾きすぎている印象があります。しかし、体育で身に付けることができるものとしては、論理的思考力やコミュニケーション能力など体力や技能以外の面も重要ですので、その点についても記載があれば良いのではないかと思います。

他に何か御意見等はよろしいでしょうか。では、答申案についての審議は以上とさせていただきます。委員の皆様には、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。なお、本日いただいた御意見に関しては、事務局で取りまとめていただき、最終的な修正案については、私と事務局にお任せいただくということでよろしく願いいたします。

最後に、計画策定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料5により、今後のスケジュールについて説明をした。

○ 細川会長

ありがとうございました。では、今後のスケジュールにつきまして、御質問はございますか。

御質問等がなければ、事務局からその他ということで、事務局から報告事項などがあればお願いいたします。

事務局から参考資料について、説明した。

○ 細川会長

ありがとうございました。今の報告事項について御質問等がございましたでしょうか。

それでは、委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。

5 閉会

署名 _____ 印

署名 _____ 印

署名 _____ 印